

# 令和5年度 建設業法等研修会

令和6・7年度入札参加資格審査申請について  
(県内建設業者)



和歌山県 県土整備部  
県土整備政策局 技術調査課

- 1 **【重要】令和4・5年度からの主な改正点**
  
- 2 **和歌山県の入札参加資格（県内建設）審査について**
  - (1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには
  - (2) 定期受付・追加受付
  - (3) 定期再算定
  - (4) 格付けランク
  - (5) その他参考

# 1 令和4・5年度からの主な改正点

## 1 新規評価項目について

### (1)完全週休二日制の取組を評価【+30点】(全業種)

完全週休二日制・・・毎週必ず2日間の休みがある制度

#### 【加点要件】

審査基準日時点において、就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ていること

#### 【確認方法】

労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し

# 1 令和4・5年度からの主な改正点

## 1 新規評価項目について

### (2)建設業法施行規則等改正に伴う「技士補」を加点対象に追加

建設業法施行規則等改正に伴い、R5.7.1以降を審査基準日とする経審において、一定の要件を満たした技士補に加点(「その他」で1点)。

学歴等		実務経験
学歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年※
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年※
上記以外		10年

※指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)及び電気通信工事業は除く

入札参加資格審査においても、「経営事項審査におけるその他の資格を有する技術者」として、1人につき3点を加点

# 1 令和4・5年度からの主な改正点

## 2 粗雑工事を行い入札参加資格停止措置を受けた者に対する取扱いについて

「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」別表1・1（過失による粗雑工事等）

- 1 建設工事等の実施に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。
  - (1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。
    - ア 県発注工事のとき。
    - イ 県内の他の建設工事等のとき。
  - (2) 県発注工事において、発注機関の調査で施工不良等の不備が認められるとき。  
（かしが軽微であると認められる場合、又は原則として工事施工中の場合を除く。）
  - (3) 第1号ア及び第2号において、重大なかしがあり、再三の指摘にもその対応に誠意がないと認められたとき。
  - (4) 県発注工事について工事成績が著しく不良（50点未満）なとき

上記による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から2年間、「高得点工事成績（▲30～▲60）」「和歌山県優良工事表彰（▲30）」及び「優秀施工者（▲20）」による加点を認めないこととする。

- ※ 令和6年1月1日以降に停止措置を受けた者が対象
- ※ 加点がある場合、停止措置を受け自動的に減点を行う

# 1 令和4・5年度からの主な改正点

## 3 その他

(1)「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体工事」の平均完成工事高の経過措置の終了について

申請業種が「とび・土工・コンクリート工事」または「解体工事」の場合

### 【現行】

「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」の平均完成工事高（2年または3年平均）の合計が250万円を超えていれば、申請可



### 【改正後】

「とび・土工・コンクリート工事」、「解体工事」それぞれの平均完成工事高（2年または3年平均）が250万円を超えていれば、申請可

※解体工事業新設に伴う建設業法上の経過措置は令和元年5月末で終了

# 1 令和4・5年度からの主な改正点

## 3 その他

### (2) 県税の納税証明書の添付が不要になります

- ・技術調査課から税務担当部署に未納の有無について照会

※消費税の納税証明書は現行どおり必要

### (3) 「災害時等対応重機」および「災害時対応仮設資材」の添付書類について

① 継続申請

② 令和4・5年度以降に「災害時等対応重機」または「災害時対応仮設資材」の加点あり

③ 同様の「重機」または「仮設資材」を申請



直近の「災害時等対応重機調書(様式第9号の2)」

「災害時対応仮設資材調書(様式第9号の4)(その1)」

添付必須

# 1 令和4・5年度からの主な改正点

## 「災害時等対応重機調書(様式第9号の2)」

様式 第9号の2

### 災害時等対応重機調書

申請者の商号又は名称	作成年月日	令和 年 月 日
------------	-------	----------

重機 「規格」	区別 番号	駆動形式 機械種別	車両番号 (定期自主検査標章)	メーカー名	形式	車台番号	有効期限の 満了日	規格	備考
バックホウ 「山積0.11m <sup>3</sup> (旧JIS0.10m <sup>3</sup> )以上」 又は トラクターショベル 「クローラ：平積0.40m <sup>3</sup> 以上」 「ホイール：山積0.34m <sup>3</sup> 以上」	1							(バケット容量) m <sup>3</sup>	
	2							(バケット容量) m <sup>3</sup>	
	3							(バケット容量) m <sup>3</sup>	
	4							(バケット容量) m <sup>3</sup>	
ダンプトラック 「積載重量(2t積み)以上」 (回送にも使用する場合は備考 欄に回送と記入すること)	I							積載重量 t	
	II							積載重量 t	
	III							積載重量 t	
	IV							積載重量 t	
	V							積載重量 t	
	VI							積載重量 t	
	VII							積載重量 t	
回送車両(回送可能な車両を1 台記入)	①							積載重量 t	
								積載重量 t	
重機保管基地(所在地)									



# 1 令和4・5年度からの主な改正点

## 「災害時対応仮設資材調書(様式第9号の4)(その1)」

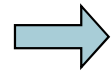
様式 第9号の4 (その1)

### 災害時対応仮設資材調書

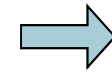
申請者の商号又は名称					作成年月日	令和 年 月 日		
仮設資材 「規格」	区別 番号	規 格	本 数	長さ:実寸計 ( m )	単位質量 ( t/m )	規格別重量 ( t )	仮設資材別重量 ( t )	備 考
H形鋼 「高さ300mm以上、幅150mm以上、長さ5m以上」  ( 3t 以上所有)	1		本	m	t/m	t		
	2		本	m	t/m	t		
	3		本	m	t/m	t		
	4		本	m	t/m	t		
	5		本	m	t/m	t		
	6		本	m	t/m	t		
	7		本	m	t/m	t		
鋼矢板 「Ⅱ型以上で、長さ6m以上」  ( 8t 以上所有)	I		本	m	t/m	t		
	Ⅱ		本	m	t/m	t		
	Ⅲ		本	m	t/m	t		
	Ⅳ		本	m	t/m	t		
	Ⅴ		本	m	t/m	t		
	Ⅵ		本	m	t/m	t		
資材保管基地(所在地)								

# 2-1 和歌山県の建設工事の入札に参加するには

建設業許可を取得

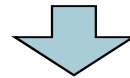


経営事項審査を受ける



入札参加申請を行う

定期受付・追加受付期間中に入札参加資格審査を申請します



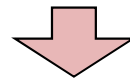
(県が作業) 資格審査 → 総合点数算定 → 格付け認定



認定通知書が送付されます (認定開始日の前月中)



認定開始日以降、ランクに応じて工事の入札に参加できます



(変更があれば) 総合点数の定期再算定を申請します

# 2-(1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには

## 注意事項

### ○ 入札参加に申請できない方

- 1 建設業許可を受けていない者
- 2 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 4 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者
- 5 和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第1項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。
- 6 申請者その他の関係者が暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と認められる者
- 7 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が250万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が0円である者。
- 8 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 9 経営状況が著しく不健全であると認められる者

（以下省略）



## 2-(2) 定期受付・追加受付

令和6・7年度（令和6年6月1日～令和8年5月31日）の県内建設業者の建設工事に適用する入札参加資格審査の受付を下記の日程で実施しています。

各受付	受付期間（2週間程度）	認定期間 （いずれも令和8年5月31日まで）
定期受付	令和6年1月9日 ～ 令和6年2月5日（予定）	令和6年6月1日 ～ 令和8年5月31日
第1回追加受付	令和6年6月上旬 ～ 令和6年6月下旬	令和6年9月1日 ～ 令和8年5月31日
第2回追加受付	令和6年9月上旬 ～ 令和6年9月下旬	令和6年12月1日 ～ 令和8年5月31日
第3回追加受付	令和6年12月上旬 ～ 令和6年12月下旬	令和7年3月1日 ～ 令和8年5月31日
第4回追加受付	令和7年3月上旬 ～ 令和7年3月下旬	令和7年6月1日 ～ 令和8年5月31日
第5回追加受付	令和7年6月上旬 ～ 令和7年6月下旬	令和7年9月1日 ～ 令和8年5月31日
第6回追加受付	令和7年9月上旬 ～ 令和7年9月下旬	令和7年12月1日 ～ 令和8年5月31日

受付窓口：各振興局建設部、海南工事事務所

提出方法：持参または郵送

（詳細については技術調査課HPを必ずご確認ください。）

## 2-(3) 定期再算定

定期・追加受付により入札参加資格を有している者を対象に、総合点数の再算定も下記の日程で実施しています。ランクが変動した場合にはランクの再格付けも併せて行います。

各受付	受付期間	認定期間 (いずれも令和8年5月31日まで)
第1回定期再算定	令和6年6月1日 ~ 令和6年10月31日	令和6年12月1日 ~ 令和8年5月31日
第2回定期再算定	令和6年11月1日 ~ 令和7年4月30日	令和7年6月1日 ~ 令和8年5月31日
第3回定期再算定	令和7年5月1日 ~ 令和7年10月31日	令和7年12月1日 ~ 令和8年5月31日

※変更の事実の発生から30日以内（又は再算定申請締切日まで）に必ず申請を行ってください。  
減点の再算定の申請怠りの結果、**事実に基づかない加点を受けた状態に陥ってしまった場合、申請の怠りによるランクダウン（90日間）**の対象となります。

減点の再算定申請 …

- たとえば
- ・重機を手放した
  - ・障害者や新規学卒者が離職した

など、地方基準点数項目早見表（次ページ）の「再算定（減点）」が”○”となっている項目が対象です。

# 2-(3) 定期再算定

## 申請の流れ

R6・7入参(県内建設)地方基準点数項目早見表

項目	点数	業種	再算定(加点)	再算定(減点)
1 独占禁止法の遵守体制の整備	30点	全業種	○	○
2 暴力団排除への取組	30点	全業種	○	×
3 災害時対応重機の所有	上限60点	土木のみ	○	○
4 災害時対応仮設資材の所有	鋼矢板8t: 10点 H型钢3t: 10点	土木のみ	○	○
5 大規模災害時の応急対策業務の取組				
県との協定	40点	加入団体で決まる業種	○	○
市町村との協定	10点	土木・建築	○	○
6 災害時等緊急対応への貢献	20点×件数(上限60点)	土木のみ	○	×
7 ISO9000シリーズの認証取得	20点	全業種	○	○
8 ISO14000シリーズの認証取得	20点 ※エコアクションと重複しない	全業種	○	○
9 エコアクション21の認証取得	10点 ※ISO14000と重複しない。	全業種	○	○
10 廃棄物の処理体制	10or20点	全業種	○	○
11 労働安全衛生法関係資格者数	2点×人数(上限20点)	全業種	×	×
12 労働災害防止への取組	10点	全業種	○	○
13 常時雇用者人数	2点×人数(上限60点)	全業種	×	×
常時雇用者人数(若年者、女性職員、ひとり親等)	5点×人数(上限20点)	全業種	○	○
14 障害者雇用	20点	全業種	○	○
15 建設業関連学科新規卒業者雇用	5点×人数(上限20点)	卒業学科で決まる業種	○	○
16 次世代育成支援への取組	5点or10点	全業種	○	○
17 完全週休二日制への取組	30点	全業種	○	○
18 工事成績	県工事成績の平均点により ▲60~140	業種別に計算	×	×
19 高得点工事成績	30点×件数(上限60点)	発注業種	○	自動減点
20 和歌山県優良工事表彰	30点	発注業種	○	自動減点
21 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)	20点	全業種	○	○
22 技術者数	(1級10点、2級・登録基幹技能者5点、その他3点)×人数	業種別に計算	×	×
23 技術力向上への取り組み(CPD)	2点×人数(上限10点)	全業種	×	×

黄色で着色された項目(×の項目)及び経営事項審査のP点は、原則再算定による見直しを行いません。

→認定期間中は原則、点数が変わらず、再算定の必要がありません。

※13. 常時雇用者数は、雇用者の全体人数の増減は再算定不要ですが、内「若年者や女性職員等(上限4名)」は加点や減点の再算定の対象です。

13. 常時雇用者の若年者(35歳未満)は、認定後に加点対象者が35歳の誕生日を迎えても減点の再算定は提出不要です。

19. 高得点工事成績  
20. 和歌山県優良工事表彰 は、申請後は削除の処理・計算を県で行うので減点の再算定は提出不要です。

→加点期間経過後に自動減点されます。

# 2-(4) 格付けランク

## ◎ 格付けランク一覧表 ※令和4・5年度と変更無し

	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の業種
Aランク	1,000点以上	700点以上	660点以上	690点以上	点数に関わらず Wランクのみ
Bランク	880点～999点	600点～699点	520点～659点	580点～689点	
Cランク	750点～879点	599点以下	519点以下	579点以下	
Dランク	749点以下	(なし)	(なし)	(なし)	

## ◎ 格付けランクの随時変動

### ○ 格付けの例外措置

- ・ 「暴力団排除への取組」無し・・・全業種でAランクとならずBランクに格付けされます。
- ・ 「独占禁止法遵守体制整備」無し・・・全業種でAランクとならずBランクに格付けされます。
- ・ 技術者が1名となった業種・・・該当の業種が最下位ランクに格付けされます。

### ○ ランクダウン・・・ランクが1段階下がります。

### ○ 格付けの一時取り消し・・・一時的にランクが取り消され、入札に参加できません。

### ○ 資格認定の取り消し・・・再び資格が認定されるまで入札に参加できません。

事由を解消し、元のランクに戻るためには、「解消の報告書」の提出が必要です。



# 2-(4) 格付けランク

## ◎ 格付けランクの随時変動

### ○ ランクダウン

次の場合にはランクが1ランク下として格付けされます。

(最下位ランク又はWランクのみの業種がランクダウンすると、解消するまで入札に参加できません。)

#### ・ 90日間のランクダウン

- 1 県発注の工事について工事成績評定点が55点未満の場合
- 2 施工体制Gメンで指導書の交付を受け、1年以内に2回目の指導書の交付を受けた場合
- 3 施工体制Gメンから改善勧告書の交付を受けた場合
- 4 市町村等発注工事（2,500万円以上に限る）について、工事实績情報システム(CORINS)への登録義務に関わらず登録を行わなかった場合 ※継続的な場合に限る
- 5 地方基準再算定の減点のための再算定を、申請締切日の属する再算定受付期間終了日までに申請を怠った場合（本来加点されないはずの点数が加点されてしまうため）
- 6 県が発注した建設工事において、産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合

#### ・ 未納状況が解消するまでランクダウン

- 7 労働保険料の**未納**がある場合
- 8 社会保険料の**未納**がある場合

# 2-(4) 格付けランク

## ◎ 格付けランクの随時変動

### ○ 格付けランクの一時取り消し

次の場合には、格付けランクが一時取り消され、その状況が解消されるまで入札に参加できません。

- ・ 経営事項審査で外注費が95%以上でかつ技術者が1人の場合
- ・ 建設業許可を受けた営業所に営業実態が無い等の場合

### ○ 資格認定の取り消し

会社更生法及び民事再生法を除く申請できない理由に該当したとき。  
(会社更生法及び民事再生法の場合には手続開始決定を受け、新たな状態で総合点数の付与及び格付けを受けるまで入札に参加できなくなります。)

資格認定を取り消されると、再び資格認定されるまで入札に参加できません。  
特に、暴力団関係者が経営者等になった場合や申請書類等に虚偽を記載した場合は、5年間は入札参加資格審査を受けることすらできなくなります。

# 2-(5)その他参考

## ◎ 技術者の常勤確認について

技術者について常勤と認める賃金、勤務日数、勤務内容の基準は次のとおりです。

### ○ 審査基準日時点に技術者と認められる基準

- ・ 給与が8万円以上であること
- ・ 1ヶ月のうち概ね15日以上、営業所又は工事現場において建設業に関する業務に従事していること。  
※ 個人事業主の専従者は8万円未満でも可。(確定申告書や税務署への開業届の専従者欄による確認)  
※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。  
※ 経審で求めている「審査基準日の”6ヶ月前”」からの雇用である必要はありません。

申請時に提出していただく常勤確認書類は、前回の定期受付時から変更はありません。

なお、手引きの(c)を確認書類とした技術者について、常勤確認の一環として、事前連絡のうえ営業所を訪問して当該技術者にヒアリングを行い、上記基準を満たしていることを確認する場合があります。

(参考) 常勤確認書類 ※R4・5年度手引きから抜粋

- (a) 社会保険に加入している場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書  
(提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書)の写し
- (b) 社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書  
(事業主通知用)と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方の写し
- (c) 雇用保険に加入できない場合は、源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し及び健康保険被保険者証の写し

※直近の経営事項審査における「技術職員名簿(別紙二)」にも記載されている方については、上記(a)~(c)の書面の写しは省略できます。



※R2. 10. 1以降、健康保険証(写)提出は「記号・番号・保険者番号」に**マスキング(黒塗り)**が必要です!!  
(詳細は入参の手引きまたは厚生労働省HPでご確認ください)

# 2-(5) その他参考

## ◎ 納税証明書の様式について

(受付回ごとに証明日が異なるため、手引き内の別表でご確認ください。)

### ○ 県税の納税証明書

→ 添付不要

技術調査課から税務担当部署に未納の有無について照会します。

### ○ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (原本)

- ・ その3・・・ 税目指定で「地方税及び地方消費税」を指定してください。
- ・ その3の2・・・ 個人事業主用。税目指定不要。
- ・ その3の3・・・ 法人用。税目指定不要。

## (見本) 納税証明書 その3の2

納税証明書  
(その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

1 申告所得税について未納の税額はありません。  
2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以下 余 白

上記のとおり、相違ないことを証明します。  
平成21年 2月26日

行橋税務署長  
財務事務官 水廣 成文

20  
713257194

## 2-(5) その他参考

### ◎ 暴力団関係者等の排除規定の運用の厳格化について（H23年度から）

「和歌山県暴力団排除条例」が施行され、県の公共工事の入札から暴力団関係者等を排除する措置を講じることが義務づけられました。

入札参加制度においては、今までも暴力団関係者等の排除に取り組んできたところですが、今後も以下の取組を継続するとともに、より一層の取組を進めていきます。

- ・ 入札参加に際して事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等に暴力団関係者等がないこと及び入札参加している間は暴力団関係者等を事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等にしないことを誓約していただきます。
- ・ 上記の誓約をきちんと守っていただいているか、県警と協力してチェックします。

### ◎ 不当要求防止対応への取組について（H26年度から）

県との契約時に不当要求の拒否及び県への報告義務等について誓約書をご提出いただいているところですが、入札参加資格審査の受付時にも誓約書をいただくこととしております。

### ◎ 労働保険料・社会保険料の未納チェック期間について

労働保険料及び社会保険料に納付状況について、引き続き過去の全期間がチェック対象となります。

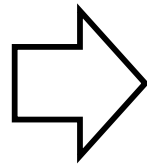
- ・ 審査基準日から無期限に遡って未納をチェックした結果、過去に未納が発生して現在まで解消されていないことが判明した場合にはランクダウンの措置をとります。
- ・ 申請後も随時保険関係部局に未納の有無を調査する場合があります。

# 2-(5) その他参考

## ◎ 技術者の登録・変更について (R2.4月から)

入札参加資格審査申請（または経営事項審査受審）のために実務経験、国監者の技術者登録をする場合、入参申請書の様式第5号を受付窓口に2部（1部控え）提出してください。

【許可】様式第11号の2  
国家資格者等・監理技術者一覧表 **※R2廃止**



【入参】様式第5号 変更用・技術職員登録書  
※実務経験、国家資格者・監理技術者の登録、変更に用います。

入参申請までに**申請する技術者を様式第5号単独の提出により登録**してください。

申請後も変更があればすみやかに提出してください。

また経審受審においては、技術者登録されていれば従来どおり受審時の資格者証等提示を省略します。

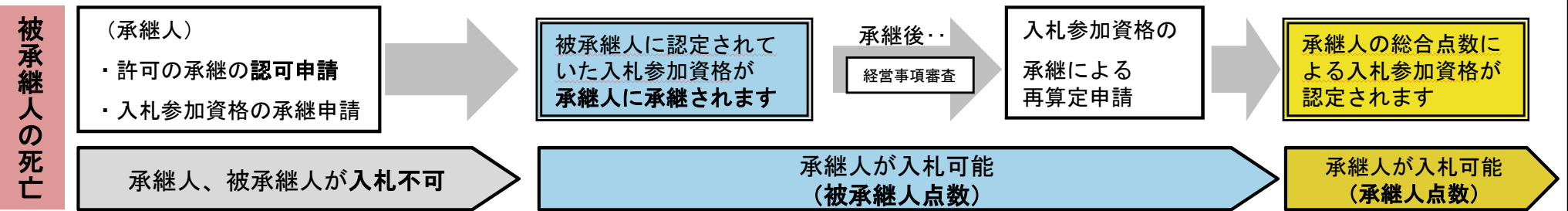
# 2-(5) その他参考

## ◎ 建設業許可の承継について (R2. 10月から)

法第17条の2, 3による建設業許可の事業承継の認可（以下「認可」）を受けた場合の入札参加資格の承継手続きは以下のとおりです。

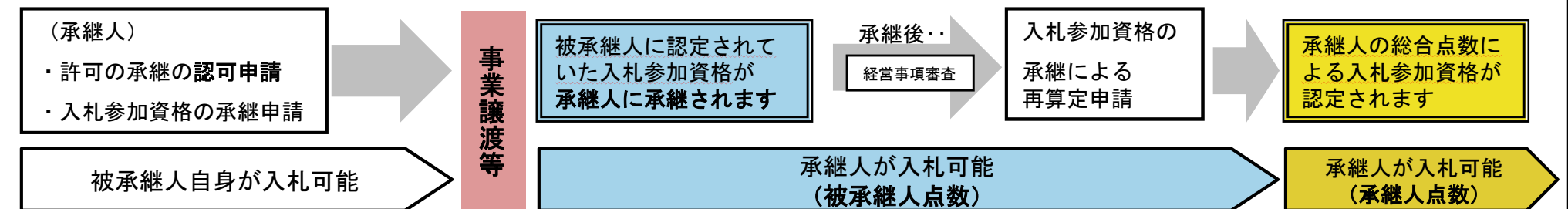
### 承継手続き（死亡等による相続）

※和歌山県知事へ認可申請する場合



### 承継手続き（法人成り、代替わり、事業譲渡）

※和歌山県知事へ認可申請する場合



# 2-(5) その他参考

## ◎ 建設業許可の承継について (R2. 10月から)

(参考)

認可を受けない場合の手続き

※従来から手続きに変更ありません

承継事由の発生

(被承継人)

・ 許可の廃業届

(承継人)

・ 許可の新規申請  
・ 入札参加資格の承継申請

経営事項審査の受審

入札参加資格の  
承継による  
再算定申請

承継人の総合点数に  
よる入札参加資格が  
認定されます

承継人、被承継人が入札不可

承継人が入札可能